第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

平成２８年（フ）第４１１号
静岡県掛川市浜野新田176番地の２、前住所
静岡県掛川市浜野新田176番地の３
債務者　鐘ヶ江ジェファーソンこと　カネガエ　バスコンセロス　ジェファーソン　またはカネガエ　バスコンセルス　ジェファーソン
1　決定年月日時　平成28年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第４１２号
静岡県掛川市浜野新田176番地の２、前住所
静岡県掛川市浜野新田176番地の３
債務者　鐘ヶ江チウサラこと　カネガエ　チウサラ
1　決定年月日時　平成28年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１３５号
沖縄県中頭郡北中城村字和仁屋105番地
債務者　宮城　知見
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１７５号
沖縄県うるま市石川赤崎２丁目12番９号
債務者　平良　博文
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第２２５７号
横浜市旭区万騎が原33番地５
債務者　吉田　秀行
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２３８８号
横浜市旭区中白根２丁目11番33号　グリーンハイツ102
債務者　大久保美諸
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２４号
愛知県豊川市御油町西井領11番地の２　ユトリロ御油町２　Ｂ―105号
債務者　大和田健太郎（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成28年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月20日午後２時10分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第２０４２号
横浜市南区中里１丁目４番12―318号
債務者　吉岡　捺美
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０５４号
東京都八王子市大和田町５丁目14番14号レオパレスハビタＡ201号
債務者　布施　泰利
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第６０７号
静岡市葵区羽鳥７丁目19―39、住民票上の住所静岡市葵区建穂２丁目11番14号
債務者　生田　康稔
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月23日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３３４号
静岡県磐田市緑ケ丘17番12号
債務者　溝渕布美子
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第４９０号
栃木県宇都宮市南大通り１－３－10―601、住民票上の住所栃木県小山市天神町１丁目２番30号
債務者　渡辺新聞舗こと　渡邉三枝子
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４６３号
岡山市北区奥田南町６番10―９号奥田コーポ107号、旧住所岡山市中区赤田303番地２
債務者　大智富美子（旧姓水元・奥平・松田）
1　決定年月日時　平成28年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月１日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８２９７号
東京都世田谷区祖師谷２丁目３―15　ブルーム62　203
債務者　飯田　浩貴
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２０５１号
横浜市旭区さちが丘72番地２　パインツリーＡ
債務者　水井　　豊
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月25日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部